

議案第16号

我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

時代の変化に合わせ、目的、所掌事務及び委員の構成を見直すとともに、条文を整備するため提案するものです。

## 我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例（昭和56年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>人と自然が調和する環境に配慮したまちづくりを目指し、自然界で分解されやすい性質を有し、将来にわたって環境及び身体にやさしい石けん（家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第2条第1項に規定する家庭用品であつて、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものをいう。以下同じ。）の利用</u>を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、我孫子市石けん利用推進対策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その運営の基本を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>人間生活と自然の調和ある営みを守り、手賀沼及び生活環境の汚染の原因といわれ、人体への影響も懸念されている合成洗剤を、市民の理解と協力のもとに石けんに切り替え、石けん利用を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、我孫子市石けん利用推進対策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その運営の基本を定めることを目的とする。</u></p>
	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「合成洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける合成洗剤で同法第3条の規定に基づく告示によるものをいう。</p>

	<p><u>2 この条例において「石けん」とは、家庭用品品質表示法の規定の適用を受ける石けんで同法第3条の規定に基づく告示によるもののうち、純石けん分以外の界面活性剤が含まれないものをいう。</u></p>
(所掌事務)	(所掌事務)
<u>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、石けんの利用の推進に関する施策、事業等について調査審議し、市長に対し意見を述べるものとする。</u>	<u>第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、石けん利用推進を目的に行う勧告や諸施策推進のために事実を調査し、諸施策案を作成するとともに石けん利用推進に係る諸施策の普及実態を調査し、その結果を市長に提出する。</u>
(組織)	(組織)
<u>第3条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u>	<u>第4条 審議会は、委員<u>12人</u>以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u>
(1) 学識経験を有する者	(1) 学識経験者
(2) 商工業団体に属する者	(2) 商工業者
(3) 農業者団体又は漁業者団体に属する者	(3) 農漁業者
(4) 消費者団体に属する者	(4) 一般消費者
(5) 公募の市民	(5) 市関係職員
(委員の任期)	(委員の任期)
<u>第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</u>	<u>第5条 委員の任期は3年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</u>
2 委員は、再任されることができる。(会長及び副会長)	2 委員の再任は、これを妨げない。(会長及び副会長)
<u>第5条 略</u>	<u>第6条 略</u>

<p>2 会長は、審議会の<u>会務を取りまとめ</u>、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故があるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>2 会長は、審議会の<u>会議を主宰し</u>、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故あるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>
<p><b>第6条</b> 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が<u>その</u>議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p>	<p><b>第7条</b> 審議会の会議は、会長が招集し、会長が<u>会議の</u>議長となる。</p> <p>2 <u>審議会の</u>会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p>
<p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	
<p>4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者又は専門的な事項について学識経験を有する者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。</p>	<p>(議事の決定)</p>
<p><b>第8条</b> 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(意見の聴取等)</p>
<p><b>第9条</b> 審議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者又は専門的な事項について学識経験を有する者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができ</p>	

る。

(会議の公表)

第10条 審議会の会議内容について  
は、必要に応じて広報「あびこ」に  
掲載し公表する。

(市長の責務)

第11条 市長は、第3条の規定により、  
審議会から提出された調査結果及び  
諸施策案の草案が提出された場合には、  
これを尊重しなければならない。

2 市長は、審議会が第3条の職務を行  
うにあたっては、審議会の求めに  
応じて、適切な援助その他の処置を  
講じなければならない。

第7条 略

第8条 略

第12条 略

第13条 略

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。